

## 落札後の手続き（自動車）の流れ

### 1 合志市への連絡をお願いします。

- (1) 入札期間終了後、合志市が最高価申込者（落札者）となった方へ公売財産の売却区分番号、整理番号、合志市連絡先などのご案内をメールにて送信します。  
※ このメールは、入札終了後に送信します。入札されたK S I官公庁オークションでログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、メールが届かない場合には、同じ画面の落札後連絡先を確認し、ご連絡ください。
- (2) メールに記載された合志市連絡先に連絡し、合志市職員に売却区分番号、整理番号、住所（所在地）、氏名(名称)、日中の連絡先などをご連絡してください。買受代金の納付方法等今後の手続きについて合志市職員がご説明します。
- (3) 落札者本人以外（代理人）が買受代金の納付、必要書類の提出及び公売財産の引渡しを受ける場合は 5 代理人が落札後の手続きを行う場合をご確認ください。

### 2 買受代金の納付

- (1) 納付していただく金額

買受代金

$$\text{買受代金} = \text{落札価格} - \text{公売保証金額}$$

- (2) 買受代金納付期限までに買受代金全額の納付を合志市が確認できることが必要です。
- (3) 買受代金納付期限は、合志市から送信するメールまたは公売物件詳細画面にてご確認ください。
- (4) 買受代金の納付方法は以下のとおりです。
- ア) 銀行振込
- ・ 振込先は合志市から送信する電子メールでご案内します。
  - ・ 振込手数料は、落札者の負担となります。
- ・ 買受代金を振り込んだ日から合志市が納付を確認するまで3 開庁日程度かかることがあります。
- ・ 類似の口座名にご注意下さい。
- イ) 現金書留での送付による納付
- ・ 買受代金が50 万円以下の場合に限ります。
  - ・ 郵送料などは落札者の負担となります。

ウ) 合志市へ直接持参

・銀行振出の小切手は、熊本手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限り、

・受付時間は平日午前9時から午後5時までです。

(年末年始を除きます。)

(5) 買受代金納付期限までに合志市が買受代金全額の納付が確認できない場合、その物件を買い受けることが出来なくなり、事前に納付された公売保証金は没収し、返還しません。

(6) 落札者本人以外(代理人)が買受代金の納付、必要書類の提出及び公売財産の引渡しを受ける場合は5日以内に代理人が落札後の手続きを行う場合をご確認ください。

### 3 必要書類の提出

(1) 次の書類を買受代金納付期限までに届くように合志市へ提出してください。

※必要書類の提出先は、入札期間終了後に落札者となった方へ送信するメールにてご確認ください。

ア) 合志市が落札者へ送信したメールを印刷したもの

イ) 落札者が個人の場合、住民票

ウ) 落札者が法人の場合、法人の商業登記簿謄本

エ) 所有権移転登録請求書

オ) 自動車保管場所証明書

カ) 移転登録等申請書(第1号様式(OCRシート))

キ) 自動車検査登録印紙(500円)を貼付した手数料納付書

ク) 落札者の印鑑証明書

※発行後3ヶ月以内のものに限ります。

ケ) 郵便切手1,500円分

※落札者の「使用の根拠の範囲」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所が、九州運輸局熊本運輸支局以外の場合のみ必要です。

(2) 必要書類は郵送(郵送料は落札者の負担)または直接合志市に持参してください。

(3) 落札者本人以外(代理人)が買受代金の納付、必要書類の提出及び公売財産の引渡しを受ける場合は5日以内に代理人が落札後の手続きを行う場合をご確認ください。

## 4 公売物件の引き渡し・登録移転

- (1) 合志市の案内にしたがって、公売物件の引き渡しを受けてください。
- (2) 売却決定後、合志市が買受代金の納付を確認できた場合、公売参加申込時に入力された内容及び提出された書類をもって権利移転の手続き（移転登録等の委託）を行います。
- (3) 落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が九州運輸局熊本運輸支局以外の場合は、差押抹消登録・移転登録等の嘱託は郵送にて行います。
- (4) 落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が公売財産を管轄する運輸局などと異なる場合には、落札者で、自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などに当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。
- (5) 売却決定後（入札期間終了日の7日後）、合志市が買受代金の納付を確認した後に引き渡しを受けることが可能となります。
- (6) 買受代金納付時に公売財産の引き渡しを受けない場合、「保管依頼書」を提出してください。なお、この場合には別途保管料を負担していただくことがあります。
- (7) 引渡場所は原則、公売物件詳細画面の「引渡時保管場所」となります。
- (8) 詳細は、入札期間終了後にいただく電話等で説明します。
- (9) 落札者本人以外（代理人）が公売財産の引渡しを受ける場合は 5 代理人が落札後の手続きを行う場合をご確認ください。

## 5 代理人が落札後の手続きを行う場合

落札者本人が買受代金の納付、必要書類の提出及び公売財産の引き渡しを受けることが出来ない場合、代理人がそれらの手続きを行うことが出来ます。

代理人がそれらの手続きを行う場合、以下の書類をご提出ください。

- (1) 委任状
- (2) 落札者本人の住所証明書
- (3) 落札者が法人の場合は商業登記簿謄本
- (4) 代理人の身分証明書  
運転免許証など、ご本人の写真が添付されている書面をお持ち下さい。
- (5) 合志市が落札者へ送信したメールを印刷したもの